平成２６年（フ）第２８５号
兵庫県伊丹市池尻６丁目195番地　池尻ハイツＢ－202号
債務者　元山　扶規
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
鳥取県西伯郡南部町福成1013番地24
債務者　糸原由美子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１１７号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津60番地の８
債務者　長谷　孝男
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４３号
広島県三次市西酒屋町1395番地２
債務者　丸田　　薫
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第３１１号
宮崎市瀬頭２丁目10番19号　コーポ児玉102号
債務者　山崎　和美
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０９３号
埼玉県川口市大字芝3865番地　コーポ順風201号
債務者　小林　龍幸
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４３号
さいたま市南区曲本４丁目３番５号　サンハイツ中村101
債務者　小林　里恵
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７０号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1662番地８
債務者　黒澤　純一
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1662番地８
債務者　黒澤　麗子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７５号
埼玉県白岡市高岩1321番地
債務者　新井　光子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８１号
埼玉県桶川市大字加納1691番地の８
債務者　須田美紀枝
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０３号
さいたま市南区大字太田窪2635番地１
債務者　須藤　繁美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１０号
さいたま市中央区本町東６丁目12番12号　コモド本町東202
債務者　楠　　貴博
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
福井県越前市白崎町第34号２番地の１　寿楽園
債務者　石井　昭五
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
福井県越前市白崎町第34号２番地の１　寿楽園
債務者　秋田タツ子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
静岡県富士市船津529番地
債務者　桶川　貢市
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６２号
山口県下関市長府才川１丁目13番19号
債務者　大田　幸作
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係